

23年度 安全互助会の概要について

PTA活動のすべては「子どもの幸せ」を目標に実践しています。子どもたちもまた、親が健康で無事故であることを願っています。ところが、PTA活動が活発に行われる中で、万一事故にあい、ケガ等をした時のことを考えると、参加者も主催者も大変心配になります。

県P連では、このようなPTA活動中のケガや賠償事故（奉仕作業中の事故や体育館のガラス破損、自動車の窓ガラス破損等）の補償対策として、「安全互助会」を運営してお

ります。PTAが主催もしくは共催する行事に参加する保護者・教職員・児童生徒に加えて、PTA活動に参加するボランティアの方（見守り隊の方など）、更にPTA会員の同居の親族（祖父母、兄弟姉妹など）も補償の対象となるなど幅広い補償範囲がPTA活動の安心と安全に寄与しているものと存じます。

万一、事故が発生した場合には、単P事務局を通じて県P連に書類を提出して下さい。

会費（1世帯あたり）： 120円

（団体傷害保険料 80円 賠償責任保険料 10円 運営事務費 30円）

★ 補償概要 ★

	種類	保険金額	日数および要件
傷 害	通院	1日 2,000円	事故の日からその日を含めて180日以内の90日間が限度
	入院	1日 3,000円	事故の日からその日を含めて180日以内が限度
	手術	3万円～12万円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍、40倍）を乗じた金額
	後遺障害	7.5万円～250万円	事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害になられた時、その程度に応じて死亡保険金額250万円の3%～100%
	死亡	2,500,000円	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した時
	固定具使用	骨折等による固定具（ギブス等）を使用の場合、入・通院と重複しない日数を給付、通院保険金と同額（90日が限度）	
賠 償	賠償 (身体)	1回の事故につき1名につき5,000万円 1事故3億円を限度としてお支払いします。(自己負担額1,000円)	
	賠償 (財物)	1回の事故につき1,000万円を限度としてお支払いします。保険期間中を通じて1,000万円を限度とします。(自己負担額1,000円)	
	賠償 (保管物)	1回の事故につき1名につき10万円 保険期間中の限度額を500万円としてお支払いします。(自己負担額5,000円)	

※傷害事故は行事参加の往復途上も補償されますが、賠償事故は行事参加中のみが補償の対象となりますのでご注意ください。